

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設
(いわゆる「外国人学校」)の
保健衛生環境に係る有識者会議

中間とりまとめ(案)

令和3年 月

目次

| | |
|---|------|
| 1 . はじめに | p.2 |
| 2 . 現状 | p.3 |
| (1) 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設 (外国人学校) | p.3 |
| (2) 外国人学校の支援のための取組 | p.4 |
| (3) 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組 | p.4 |
| (4) 外国人学校の保健衛生環境の実態調査 | p.5 |
| (5) 本調査から明らかとなった主な課題 | p.11 |
| 3 . 課題 | p.12 |
| (1) 外国人学校及び外国人学校に通う子供たちの把握に関する課題 | p.12 |
| (2) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題 | p.13 |
| 外国人学校の状況を踏まえた保健衛生環境基準の考え方 | p.13 |
| 適切な情報の入手 | p.13 |
| 個別の観点 | p.14 |
| (3) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題 | p.15 |
| 地方自治体と外国人学校との関係 | p.15 |
| 外国人学校に対する広域的支援の観点 | p.15 |
| その他 | p.15 |
| 4 . 今後の方向性 | p.17 |
| (1) 直ちに対応すべき項目 | p.17 |
| 更なる実態の把握に向けた調査 | p.17 |
| 適切な情報発信 | p.17 |
| きめ細やかで効果的な支援 | p.18 |
| (2) 今後検討すべき項目 | p.18 |

1. はじめに

我が国に在留する外国人の子供は増加傾向にあり、その中には、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）に通う子供たちも存在する。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症に対する対応を含め、我が国に在留する全ての子供の健康を確保し、外国人との共生社会を実現するため、また、人道的観点及び国民の安全を守る観点から、外国人学校においても保健衛生の確保が求められている。

このため、政府においても、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）における新型コロナウイルス感染症対策として、ホームページやメールマガジン等を用いて、やさしい日本語・多言語での情報提供を引き続き実施するほか、外国人学校に通う子どもたちの健康管理の実態や、その保健衛生の確保に係る政府や自治体の適切な関わり方等を考慮しながら、外国人学校における保健衛生について有識者会議における検討を踏まえ、令和3年度中に必要な措置を講じていく。」としたところである。

また、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意したSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指すために、世界共通の17の目標を定めている。そのうち目標3（保健）は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。」とされるなど、国際的にも国籍や出身国の違いを超えて全ての人々の保健衛生の確保が求められている。

これら国内外の動向を踏まえ、令和3年6月から「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、外国人学校の運営者、地方自治体、NPO等の関係者、保健衛生の専門家等の知見を活用しながら、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を含め、外国人学校の保健衛生に係る諸課題への対応を検討することとした。

2. 現状

(1) 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（外国人学校）

外国人の子供の中には、外国人学校で教育を受けている者も存在しているが、外国人学校には、学校教育法第1条に定める学校（以下「1条校」という。）や学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているもの、認可を受けていない施設（以下「認可外施設」という。）が存在する。

文部科学省が実施した私立学校調査によると、各種学校認可を受けた外国人学校は128校存在し、在籍する児童生徒は26,857名である（令和2年5月時点）。（準）学校法人立のものが多いが、株式会社や公益財団法人、一般財団法人等が設立していることもある。

認可外施設の全体像は不明だが、文部科学省が実施した同調査において都道府県から報告があった30施設（令和2年5月時点）、国際的な評価機関の認定を受けている26施設（令和2年7月時点、都道府県から報告がなかったもの）、ブラジル政府からの認可校として6施設（都道府県から報告がなかったもの）、外国人学校向けメールマガジンに登録のあった7施設の存在が把握されている。

なお、文部科学省が令和2年3月にまとめた「外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）」によると、学齢相当（小学生相当＋中学生相当）の外国人の子供の住民基本台帳上の人数は、12万3,830人であり、就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあると考えられる外国人の子供の数は、19,471人である。

<参考> 外国人学校の構成



(2) 外国人学校の支援のための取組

文部科学省では、外国人学校の支援のため、以下の取組を行っている。

法人税・所得税等の原則非課税

各種学校認可を受けた外国人学校を対象に（株式会社立等を除く）法人税・所得税等を原則非課税としている。

指定寄付金・特定公益増進法人への寄付金に対する税制優遇

一定の要件を満たした各種学校認可を受けた外国人学校に対し、以下の措置を講じている。

- 法人からの寄附金についての損金算入枠の拡大
- 個人からの寄附金についての所得控除

各種学校認可の弾力的な取扱いの通知

平成 27 年 6 月、文部科学省は、「インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置認可等の促進について（依頼）」において外国人学校、校地・校舎の借用に係る要件や保有すべき運用財産に係る要件等について弾力的に取り扱うよう各都道府県に通知した。

(3) 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組

令和 2 年 2 月以降、文部科学省では、外国人学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の取組を行ってきた。

各種学校認可を受けた外国人学校に対し、1 条校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を発出（都道府県の各種学校担当部局など宛て）（令和 2 年 2 月以降）

各種学校認可を受けた外国人学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品の購入を支援（令和 2 年 11 月）

外国人学校向けに新型コロナウイルス感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行うホームページを開設（令和 2 年 11 月）

認可外施設を含む外国人学校に情報提供を行うメールマガジンを日英両言語で配信（令和 2 年 11 月以降）

学校向けの「衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版を作成・ホームページへ掲載し、認可外施設を含む外国人学校向けに配信（令和2年12月以降）

認可外施設を含む外国人学校に対して、新型コロナウイルスワクチンの職域接種の申込みが開始した旨を周知（令和3年6月）

認可外施設を含む外国人学校（幼・小・中学校相当課程を除く。）に対する抗原簡易キットの配布に係る調査を実施（令和3年6月）

無認可施設を含む外国人学校（幼・小・中学校相当課程を除く。）に対する抗原簡易キットの配布に係る調査結果を踏まえ、キットの配布を開始

（4）外国人学校の保健衛生環境の実態調査

各種学校認可を受けた外国人学校、および、認可外施設の外国人学校における保健衛生の確保については、1条校向けの規制は適用されておらず、一般の事業所と同様の取扱いとなっている。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、外国人学校の児童生徒や教職員においても感染者やクラスターの発生がみられた。

こうした状況を踏まえ、外国人学校の保健衛生に係る検討を行うために必要な基礎情報を把握するため、外国人学校の保健衛生環境に係る調査を実施した。

調査期間・調査対象や主な調査項目等は、以下のとおり。

3) Limpeza e desinfecção

○ Onde limpar e desinfetar diariamente

- Uma vez por dia, limpar as superfícies que são muito tocadas (maçanetas, corrimãos, tomadas, etc.) com um pano limpo umedecido com água e em seguida, desinfetar com um pano ou papel embebido em desinfetante.
- Para os objetos de uso compartilhado, como os utensílios de limpeza e faxina, ao invés de desinfetar estes objetos a cada uso, orientar os alunos para que lavem as mãos antes e depois de usá-los.

(Referência) Imagens de alunos limpando as carteiras no final da aula



○ Desinfecção quando surge uma pessoa infectada

- Caso seja confirmada a infecção de um aluno, professor ou colaborador no ambiente escolar, delimitar a área de atividade da pessoa infectada e desinfetar todos os objetos suspeitos de contaminação (superfícies e objetos tocados pela pessoa infectada) com etanol ou desinfetante de hipoclorito de sódio a 0,05%.
- O tempo de sobrevivência do vírus nas superfícies dos objetos depende do tipo do objeto, porém é dito que os vírus podem persistir nas superfícies de 24 a 72 horas, portanto em locais onde não possam ser desinfetados, proibir a entrada e tomar outras medidas adequadas, considerando o tempo de sobrevivência do vírus.

(3) Aumento da resistência

Orientar os alunos a manter um "sono suficiente", "exercícios moderados" e uma "alimentação equilibrada" para aumentar a imunidade.



6

ポルトガル語翻訳版「衛生管理マニュアル」

- 調査期間：2021年4月23日（金）～5月24日（月）
- 使用言語：日本語、英語、ポルトガル語
- 調査対象：以下のいずれかに該当する外国人学校（161校）
 - 都道府県から各種学校認可を受けた外国人学校
 - 各種学校でないが都道府県が把握している外国人学校
 - 日本インターナショナルスクール協議会の加盟校
 - 在京ブラジル大使館から認可を受けているブラジル学校
- 調査方法：上記 と については、都道府県各種学校担当部局を通じて調査票を配布、回収。上記 と に該当する外国人学校のうち と に該当しないものについては、文部科学省が直接調査票を配布、回収。
- 回答数（回答率）：80施設（50%）
 - ・うち各種学校認可校：72校（58%）
 - ・うち認可外施設：8校（22%）
- 主な調査項目：
 - 新型コロナウイルス感染症に係る対
 - ・全国一斉休校となった昨令和2年3月2日以降、6月頃までの対応状況
 - ・調査時点（令和3年4月23日時点）の学校運営の状況
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に向けた国や地方自治体からの情報提供等の利用状況
 - 一般的な保健衛生等に係る対策
 - ・保健室の有無
 - ・養護教諭の配置
 - ・学校医の配置
 - ・児童生徒への健康診断の実施の有無
 - ・学校の衛生管理の基準の有無
 - ・教職員への健康診断の実施の有無
 - ・学校としての傷害保険等の民間保険への加入の有無
 - ・その他、学校で行っている児童生徒・教職員への保健衛生に係る対策

主な調査結果は以下のとおり（回答を得られた全 80 施設の情報を整理）。

新型コロナウイルス感染症に係る対策について

（ア）2020 年 3 月の一斉臨時休業要請時の対応

68 施設が臨時休業を実施、12 施設が臨時休業を実施していなかった。

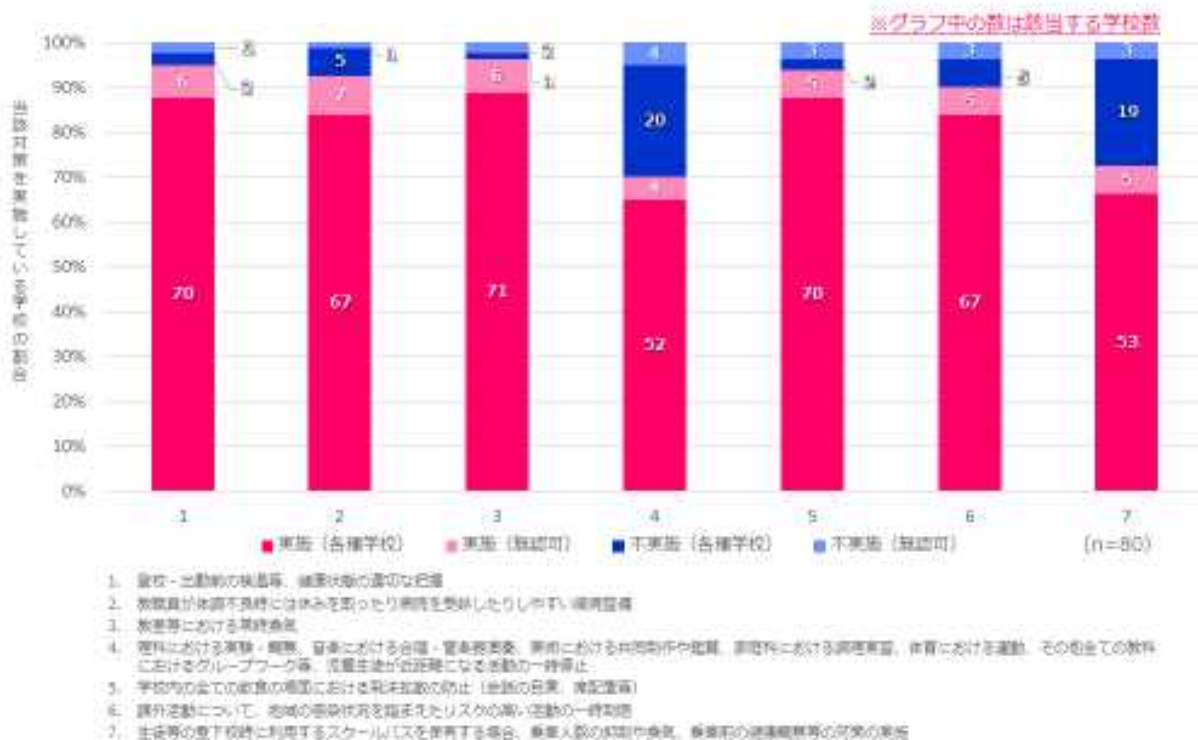
（イ）各外国人学校で実施している新型コロナウイルス感染症対策

健康状態の適切な把握や教室等の常時換気、飲食の場面における飛沫拡散防止の取組等は、9 割以上の施設が対策を講じていた。

一方で、体育やグループワークといった児童生徒が近距離となる学校活動に関しては、対策を講じている施設は約 7 割と、相対的に割合が低かった。

また、一部の項目に関しては、各種学校と認可外施設における対策の実施割合の差異が見られた。

主な調査結果は以下のとおり（回答を得られた全 80 施設の情報を整理）。



各外国人学校で実施している新型コロナウイルス感染症対策（自由記述・概要）

- 従業員や生徒全員に常時マスク着用を義務付け
- 保護者・学外者の校内立入制限
- 来校者には全員、検温と手のアルコール消毒を実施
- 新規の来校者には直近の行動に関する簡易なアンケートを依頼
- 児童生徒が近距離になる活動に関しては、注意を払いつつ実施
- 他クラスとの交流をなくすために、選択授業の中止
- 科、学年をまたいだ生徒児童の接触防止（全校行事の中止を含む）
- 部屋や設備・共用スペースの消毒
- 手洗い場増設
- スクールバスに自動車用空気清浄機を設置
- 登校時とお昼休み時間の2回の検温
- 毎日健康観察カード提出の義務化

（ウ）新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援の利用状況

国からの通知については、約6割の学校が認識しているが、補助金の利用は約4割、メールマガジンによる情報収集は約2割である。

一方で、国の支援を利用していないと回答した学校も1割程度存在しており、その大部分は「国の取組があったことを知らなかったため」と回答している。

（エ）新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援の利用状況

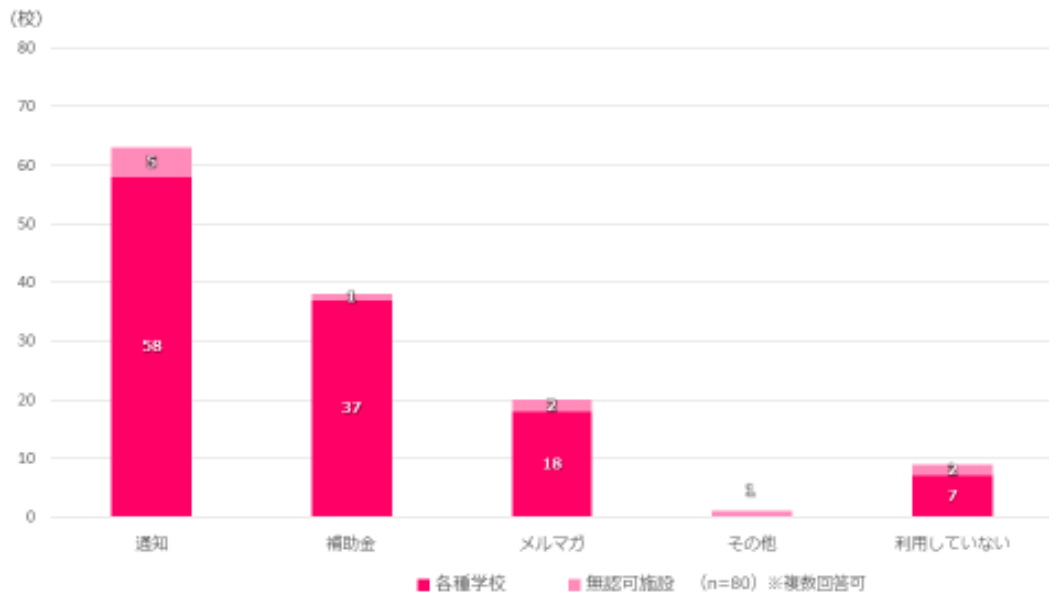
地方自治体からの情報提供は、約8割が利用しており、また物品・財政支援は約5割、指導助言は約4割の学校が得ている。

各種学校・認可外施設の差異なく、外国人学校は、相対的に国よりも地方自治体の支援を利用している場合が多いといえる。

なお、地方自治体の支援を利用していないと回答した学校が3校存在しており、いずれも「地方自治体の取組があったことを知らなかったため」と回答している。「支援を利用していない」「取組があったことを知らなかった」と回答した学校数は、国への質

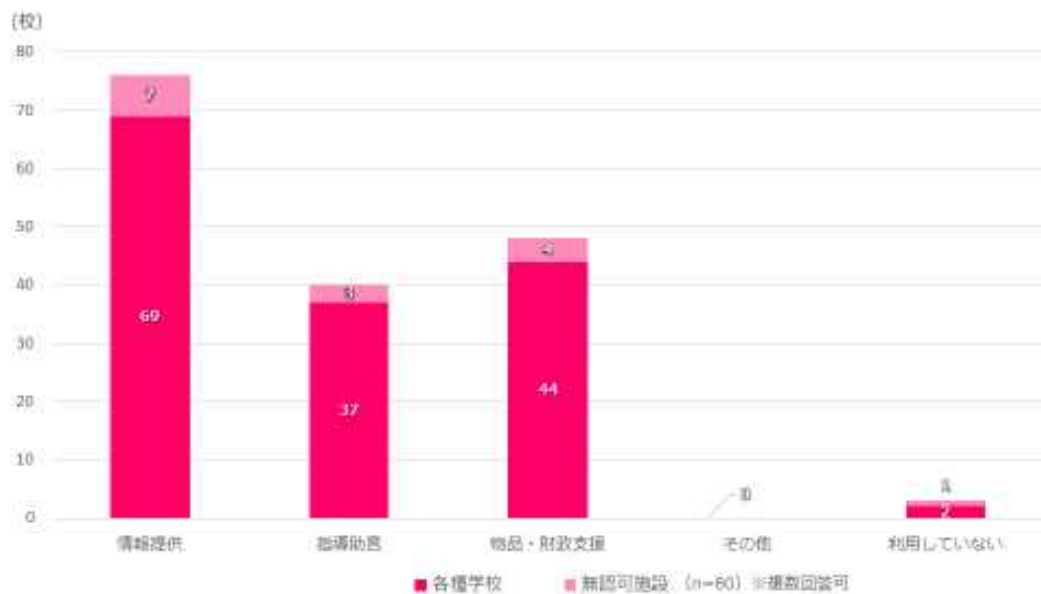
問に対する回答数よりも地方自治体への質問に対する回答数の方が少なく、国より地方自治体の情報により身近に接している場合が多いといえる。

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援について「利用している」と回答した学校数



「利用していない」を選択した9校のうち8校からは、「取組みがあったことを知らなかったため」と回答があった（1校は無回答）

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援について「利用している」と回答した学校数



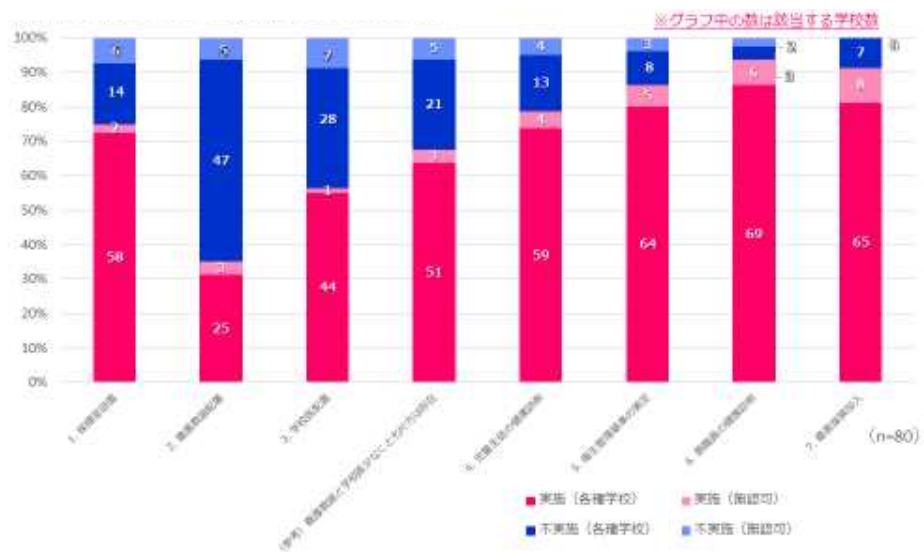
「利用していない」を選択した3校のうち2校からは、「取組みがあったことを知らなかったため」と回答があった（1校は無回答）

一般的な保健衛生等に係る対策について

教職員の健康診断や児童生徒等を対象とした学校による傷害保険加入、衛生管理基準の策定は、回答のあった外国人学校の約9割で実施されている。児童生徒の健康診断の実施割合は約8割である。

保健室を設置していると回答した外国人学校は約7割であり、また養護教諭と学校医の少なくともどちらかを配置している割合は7割を下回っている。特に養護教諭を配置している外国人学校は約3割にとどまっている。

各外国人学校における保健衛生に係る取組の実施状況



各外国人学校で実施している保健衛生に係る取組 (自由記述・概要)

- 手指消毒用の消毒液や消毒ジェル、石鹸の設置等による手指消毒や手洗いの徹底
- 机、ドア、玄関、通学バス等の消毒
- 保健衛生に係る授業や講習等の実施
- マスクやフェイスシールドの配布・着用
- 児童生徒、教職員、来訪者等への検温
- 保護者や学校外部の者の立ち入り制限
- 換気の徹底
- シールドの設置
- (教職員対象の) 衛生委員会等による保健衛生に係る会議の実施
- 掲示物による保健衛生に係る意識啓発
- 昼食時原則会話の禁止
- 欠席・家庭待機に係るガイドラインの策定
- 毎日の体調確認
- 必要なとき以外の外出を控える
- 就学時健診の実施
- (新型コロナウイルスに係る) PCR・抗体検査の実施

(5) 本調査から明らかとなった主な課題

- ・ 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策については、各種学校・認可外施設ともに、相対的に国よりも地方自治体からの情報提供等の支援を利用している場合が多いといえる。このため、効果的な対策を講じる際には、外国人学校がより身近に情報に接している地方自治体との協働が重要である。
- ・ 一般的な保健衛生等に係る対策として、養護教諭と学校医の少なくともどちらかを配置している外国人学校の割合は7割を下回っている。特に養護教諭を配置している外国人学校は約3割にとどまっている。外国人学校の日常的な保健衛生環境改善のための支援の仕組みが必要である。
- ・ 調査の回答がなかった認可外施設等の情報をどのように得られるか、またどのような形で情報提供を行うことが効果的か、長期的視点に立ち検討する必要がある。
- ・ 通知等を通じた情報発信をより効果的なものとするために、今後は、外国人学校側が、通知等で得られた情報を生かして、どのように具体的な対策を講じているかについて調査する必要がある。
- ・ 回答が得られた外国人学校における保健室・養護教諭・学校医の設置率は、1条校と比較すると低いため、外国人学校の特性に配慮しながら、対策を検討することが大切である。

3 . 課題

有識者会議での議論や2(4)の調査結果を通じ、外国人学校の保健衛生について、(1)外国人学校や外国人学校に通う子供たちの把握に関する課題、(2)外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題、(3)外国人学校が保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題といった、3つの課題が明らかになった。

この3つの課題を踏まえ、有識者会議での議論を以下のとおり整理した。

(1) 外国人学校及び外国人学校に通う子供たちの把握に関する課題

- ・外国人の子供の就学促進や就学状況の把握のために、文部科学省が地方公共団体が講ずべき事項を示した指針¹には、教育委員会や首長部局(住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局、各種学校担当部局等)、NPO等の支援団体との連携が重要であるとされている。これら多くの機関との連携による子供たちの把握を通じて、認可外施設の把握が可能であると考えられる。
- ・地方自治体の国際交流部局には、外国人コミュニティへの連絡手段が存在する場合があります、そこから子供の把握が可能な場合もある。文部科学省や教育委員会経由では、子供たちの把握が困難な状況にある場合においても、国際交流部局と外国人コミュニティの関係性を活用しながら、いかに学校保健を支援できるのかという観点について検討することも考えられる。
- ・子供の就学実態や出入国管理記録等からの子供の把握も考えられる。
- ・それぞれの外国人学校の体制や運営について、丁寧に把握することが重要である。
- ・認可外施設の把握や対応方法について、検討を進める必要がある。
- ・言語・文化的な背景から周囲の環境になじめないという理由で公立の1条校をやめ外国人学校に通う子供の把握も大切である。

¹ 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和2年7月1日)」文部科学省

(2) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際に生じる課題

外国人学校の状況を踏まえた保健衛生環境基準等の考え方

- ・ 学校保健安全法は、学校教育法の一部の規定を具体的に法定するために、1条校についての学校保健や学校安全について定めた法律であり、同法に位置付けられていない教育施設への適用は想定されていない。また学校保健安全法の条文の中には、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、(中略)保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」という規定があり(第5条)その内容は、非常に多岐にわたるため、専門的な知見が必要となるなどの事情から、一定の規模、水準を有する教育施設である専修学校へは準用されているものの、各種学校は対象外となっている。このような観点を踏まえれば、外国人学校に一律に学校保健安全法を適用することは難しい。
- ・ 1条校に適用される学校保健安全法の枠組みとは別に、健康診断などの保健衛生対策は可能な限り講じる必要がある。
- ・ 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の実施にあたっては、文部科学省が順次改訂している「学校における衛生管理マニュアル」を、各学校の実情に合わせて活用することが有効と考えられる。
- ・ 外国人学校に、保健室・養護教諭・学校医の設置を促進する場合には、それをどのような体制の下で具体化していくのかについて明確にすべきである。また、設置が難しい場合は、代わりにどのような対応が可能か検討することも重要である。

適切な情報の入手

- ・ 海外と日本の文化の違いを念頭に置くことが大切である。
- ・ 認可外施設に十分な情報が届くようにするなど、より効果的な情報提供の方法を検討する必要がある。
- ・ 外国人学校への情報提供ルートについては、保護者間の口コミや外国人コミュニティの効果的な活用が重要であり、保健衛生に関する情報を外国人にも分かりやすいように翻訳し伝達する仕組みの構築が大切である。
- ・ 学校における衛生管理マニュアルについて、概要を英訳しているのはよいが、加えて、例えば消毒液の希釈の仕方等、日々の生活に生かすことがで

きる具体的な情報も翻訳し提供することが必要である。

- ・外国人学校の運営を円滑に行う上で、日本語の壁が存在する場合がある。保健衛生に関する情報を収集したり地方自治体とやりとりする際に、日本語で意思疎通を図ることができる職員が増えると、より効果的な対策を講じられるようになることが見込まれる。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した情報が必ずしもきめ細やかに本国から届くわけではない。また、各種学校に認可されている外国人学校であれば自治体等からの情報が得られるが、認可外施設の場合は自治体等からの情報が必ずしも得られるわけではないため、情報から隔離されるおそれがある。

個別の観点

(ア) 心のケア等について

- ・外国人学校において感染が確認された場合においても、地域において外国人学校が孤立することがないように、心のケアや誹謗中傷に適切に対応することが大切である。
- ・養護教諭は健康問題を含め子供たちの様々な問題に深く関わっており、外国人学校の子供の心のケアや心身に係る問題の早期発見等に関しても、役割を果たすことが期待される。
- ・外国人学校にも特別な支援を要する子供が存在し、また言語・文化的な背景から思春期における心の問題やアイデンティティの確立に困難を抱えるケースもあり、そういった子供たちを支援するための臨床心理士の役割も重要である。

(イ) 新型コロナウイルス感染症について

- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施するには、各外国人学校による対応だけでは限界がある。
- ・スクールバスにおける感染症対策も重要な問題である。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施している施設の取組や、外国人が新型コロナウイルスに感染した際に差別や風評被害を理由に地域から孤立する事態を防止するため、啓発・注意喚起・差別防止に取り組む地方自治体の取組等についての積極的な情報発信等についても検討する必要がある。

(3) 外国人学校において保健衛生環境対策を講じる際の支援体制に関する課題

地方自治体と外国人学校との関係

- ・外国人学校・外国人の子供に対する保健衛生対策の実施状況は、地方自治体や教育機関間の差が大きい。地方自治体からの自主的な情報発信や、外国人学校からの支援の求めによるのみでは支援の格差が拡大する可能性があるため、その是正のために、どのようなことが考えられるか検討することが大切である。
- ・行政部局においては頻繁な人事異動があるため、地方自治体の担当者との継続的な関係構築が難しい場合もある。また、施策の実効性についても、担当者の理解度や意識が大きく影響する。
- ・地方自治体と地元の外国人学校との間で継続的に良好な関係を築くためには、地方自治体の関係部局の連携の下での支援体制の構築や、ニーズを予測した支援、日頃からの対面でのやりとりも効果的である。
- ・かかりつけ医の整備・活用促進のため、外国人学校とかかりつけ医となった医療機関との間の連携において情報提供以上の対応をしたかどうかを調査したり、外国人学校・子供たちと医療機関の橋渡しのため通知を发出したり、多言語対応の医療機関リストを外国人学校と家庭の双方に情報提供し、幅広く活用できるようにした地方自治体がある。

外国人学校に対する広域的支援の観点

- ・都道府県・市区町村をまたいで通学する生徒が多数存在するため、広域行政・広域的な観点が必要である。
- ・広域から通学する子供が多い場合、かかりつけ医の措置等について、外国人学校の所在地からの支援だけでよいのかについて、改めて考えることも必要である。

その他

- ・行政からの支援が、受け取る学校側の事務処理能力を越えているケースもあるため、各外国人学校の実情を認識する必要がある。
- ・よりよい保健衛生環境の実現のため、行政と外国人学校が施策を共に創る

という考えが重要である。

- ・支援ばかりではなく、まずは連携が必要であり、どのような機関と連携すればよいかという視点が必要である。加えて、今回実施した保健衛生に係る実態調査において回答のなかった外国人学校と地方自治体が交流を持ち、その後どのように協力していくのかを考えることが重要である。学齢簿による外国人の子供の就学状況の一体的な把握といった具体的な事柄から、お互いがどのように協力できるかを考えることも大切である。
- ・外国人学校の各種学校認可の権限は都道府県にある一方、市町村とつながりが深い場合が多い。外国人学校との共創による課題解決に向けた地方自治体担当者の意識の向上と、外国人学校側による自治体に対する理解促進の両方が重要である。
- ・外国人学校における平時の保健衛生の向上は重要であり、日本語の対応も含めて、職員も含めた健康診断、学校医による巡回診断などを検討すべきである。

4. 今後の方向性

今回の調査研究や課題の整理等を契機として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、保健衛生環境の改善に向けて、外国人学校における実態把握の方法や、その支援の在り方等について、丁寧に整理・検討していく必要がある。

また、2の現状及び3の課題を踏まえ、外国人学校の特性等も含めた様々な視点を持ちながら、直ちに対応することが可能な対策については、速やかに講じていくことが必要である。

なお、対策を講じる上では、行政から外国人学校への一方通行の支援ではなく、行政と外国人学校が施策を共に創るという考えを持つこと(3(1))や、心のケアや誹謗中傷対策を含めた様々な課題に対応するための養護教諭や臨床心理士等の専門家との協働の観点(3(2)(ア)・(イ)、3(3))が不可欠である。

これらを踏まえ、下記のとおり(1)直ちに対策を講ずべき項目、及び(2)今後検討すべき項目に分類し、各々における今後の方向性を整理した。

(1) 直ちに対応すべき項目

更なる実態の把握に向けた調査

- ・2(4)の調査では、調査項目が限定されており、外国人学校の保健衛生環境の実態やニーズ等について、自治体等とも緊密に連携しつつ現地調査等も実施し、詳細な情報を把握する必要がある。
- ・調査の回答率が5割程度と低く、回答の無かった外国人学校の状況も把握する必要がある。特に、認可外施設に対する情報発信の体制を整備する必要がある。

適切な情報発信

- ・外国人学校に対する全国的な情報発信窓口の設置(3(3))、外国人学校向けのホームページやSNSアカウントの運営、資料の多言語翻訳(3(2))等について、並行して取り組むことが大切である。
- ・特に多言語翻訳については、例えば学校における衛生管理マニュアルを、概要に加えて、日ごろから活用できる具体的な情報も併せて翻訳

し、外国人学校に提供する等、速やかに実施可能なものもある。

きめ細やかで効果的な支援

- ・外国人学校の保健環境衛生の改善のためには、地方自治体と外国人学校との間で関係を構築し、必要な支援を行うための体制構築を行う必要がある（３（３））。
- ・外国人学校と一定の協働体制がとられている都道府県や市町村が存在することから、これらの取組を支援し全国展開することにより、各外国人学校や各自治体の実情に合わせた取組事例を増やし、保健衛生環境の改善のために必要なノウハウを蓄積していくことが大切である。
- ・外国人学校の中には、広域から子供を受け入れている等の理由により、特定の地方自治体との関係構築が難しい外国人学校も存在する。こうした学校における保健衛生対策を促進するため、保健衛生に係る相談機能と情報発信機能を併せ持つ全国的な窓口を設置し、ノウハウの蓄積につなげる必要がある（３（３））。

（２）今後検討すべき項目

- ・上記４（１）のとおり、可能な対応については直ちに対策を講じる一方、外国人学校の保健衛生環境基準の具体的なあり方など、制度的な対応が必要な事項については、外国人学校の設置形態や施設の規模、外国と日本の文化の違い等により、画一的な対応がそぐわない場合もあると考えられる。また、言語の壁を越えて円滑な意思疎通ができる専門家の育成等については、一定程度時間を要することが見込まれる。このため、上記のような項目については、内容に応じて、保健衛生担当部局や外国人共生部局等とも連携しつつ、中長期的な視野から、検討を進める必要がある。
- ・そのためにも、（１）に示した事例、ノウハウの収集・蓄積を行い、それらを通じて具体的な対策の検討を進めることが重要である。

中間とりまとめ（案）概要

令和3年8月5日

1. 背景

外国人学校における保健衛生の確保は、我が国に在留する全ての子供の健康を確保し、国民の安全を守るために重要。そのため、地方自治体、学校運営者、支援者、保健衛生の専門家等により、新型コロナウイルス感染症対策を含めた、外国人学校の保健衛生に係る取組と今後の改善策について検討。

2. 現状

外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組

- 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策について1条校と同様の通知の発出、保健衛生用品の購入支援
- メールマガジンの配信、「学校衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版を作成
- ワクチンの職域接種の申請開始の周知、抗原簡易キットの配布

外国人学校の保健衛生環境の実態調査（令和3年4月～5月）

- 対象学校数は161施設、回答学校数は80施設（回答率50%）
- 保健室を設置している割合は約7割、児童生徒の健康診断の実施割合は約8割、民間の傷害保健への加入率は約9割、学校医を配置している割合は約4割、養護教諭を配置している割合は約3割。
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援は、国よりも地方自治体からの支援がより活用されている。

（参考）外国人学校の構成

学校教育法第1条に定める学校（1条校）、都道府県知事の設置認可を受けた各種学校のほか、認可を受けていない施設（認可外施設）が存在。



4. 今後の方向性

直ちに対応すべき項目

更なる実態の把握に向けた調査

- 保健衛生環境の実態やニーズ等についての更なる実態を把握するための現地調査等の実施

適切な情報発信

- 外国人学校向けのホームページ・SNSアカウントの運営、資料の具体的な情報の翻訳

きめ細やかで効果的な支援

- 地方自治体と外国人学校との間での関係の構築、必要な支援を行うための体制整備
- 情報発信機能と相談機能を併せ持つ全国的な窓口を設置し、保健衛生環境の改善のために必要なノウハウを蓄積

3. 課題

（1）外国人学校や外国人学校に通う子供たちの把握に関する課題

- 外国人学校の体制や運営、外国人学校に通っている子供等の情報の把握が困難。
- 外国人学校の把握においては、学校、行政、支援団体等との連携や、外国人コミュニティを活用した情報発信の実施が必要。

（2）外国人学校が対策を講じる際に生じる課題

外国人学校の状況を踏まえた保健衛生環境基準等の考え方

- 衛生管理マニュアルの活用促進、外国人学校の特性や体制を踏まえた基準などのあり方も含め検討。

適切な情報の入手

- 認可外施設にも十分な情報が届くよう、効果的な情報提供の方法の検討が必要。

個別の観点

- 心のケアや誹謗中傷への適切な対応が必要。

（3）外国人学校が対策を講じる際の支援体制に関する課題

地方自治体と外国人学校との関係

- 地方自治体の関係部局が連携して外国人学校を支援することが必要。

外国人学校に対する広域的支援の観点

- 地方自治体をまたいで通学する生徒への支援のためには、広域的な観点が必要。

今後検討すべき項目

- 外国人学校の設置形態や施設の規模、外国と日本の文化の違い等を踏まえた外国人学校の保健衛生環境基準のあり方等の検討

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（外国人学校）における
新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況

令和 3 年 8 月 5 日
文部科学省大臣官房国際課

1. これまでの取組

- 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、1 条校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を発出（都道府県の各種学校担当部局など宛て）
- 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品の購入を支援
- 外国人学校向けに新型コロナウイルス感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行うホームページを開設
- 認可外施設を含む外国人学校に情報提供を行うメールマガジンを日英両言語で配信
- 学校向けの「衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版を作成・ホームページへ掲載し、認可外施設を含む外国人学校向けに配信
- 認可外施設を含む外国人学校に対して、新型コロナウイルスワクチンの職域接種の申込みが開始した旨を周知
- 認可外施設を含む外国人学校（幼・小・中学校相当課程を除く。）に対する抗原簡易キットの配布に係る調査結果を踏まえ、キットの配布を開始